

世田谷区基本構想審議会第1部会（第3回）

会議録

平成24年6月23日

世 田 谷 区

世田谷区基本構想審議会第1部会（第3回） 会議録

【日 時】 平成24年6月23日（土） 午前10時～正午

【場 所】 世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

【出席者】

■ 委 員 大杉覚（部会長）、竹田昌弘（副部会長）、森岡清志、宮台真司、宇田川國一、松田洋、上島よしもり、桜井純子、小林正美（第2部会）、上野章子（第3部会）、宮本恭子（第3部会）、田中優子（第3部会）、以上12名

■ 区 宮崎政策経営部長、小田切政策企画課長、澤谷財政課長、田中政策研究担当課長、吉田政策経営部副参事

【会議公開可否】 公開

【傍聴人】 11人

【会議次第】 議 題

- 1 前回の振り返りと基本構想の位置づけについて
- 2 情報・コミュニケーションについて
- 3 地域コミュニティについて
- 4 その他

【配付資料】

- 1 基本構想の構成に関するこれまでの議論
- 2 基本構想・基本計画と「議会の議決」について
- 3 地域コミュニティ等に関するこれまでの議論
- 4 地域行政制度について

午前10時開会

（大杉部会長）

- ◆ それでは定刻になりましたので、第3回第1部会を開催したいと思います。前回は欠席いたしまして大変失礼しました。今日は3回目ということで、議論を更に深めていきたいと思います。事務局から本日の出席情報をお知らせ願いたいと思います。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 事務局から本日の出席状況についてご報告します。本日は第1部会に全員出席予定ということですが、竹田副部会長が15分くらい遅れるということでご連絡をいただいています。また、第2部会からは、小林委員、第3部会から田中委員、上野委員、宮本委員が出席されるということで、合計12名になります。なお、本日事務局に出席している職員は、お手元の画面上に記載の通りです。現在18名で傍聴の方もいるということです。以上です。

（大杉部会長）

- ◆ ありがとうございます。続きまして資料の確認をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りしている資料が4点あります。加えて、本日追加で2点の資料を席上にお配りしています。まず、資料23基本構想の構成に関するこれまでの議論というA3の横版の資料。資料24、A4サイズ3枚綴りになっています。基本構想・基本計画と「議会の議決」についてというタイトルの資料です。資料25、地域コミュニティ等に関するこれまでの議論ということで、A3サイズのホチキス留め3枚の資料です。それから、資料26、地域行政制度についてというA4サイズ7枚の資料です。落丁等ございましたらご連絡ください。追加で席上にお配りした資料が2点ありまして、1点目が資料27、資料25「論点1」に関する追加資料ということで、こちらは資料25を補足するデータ等を整理したものです。それからもう1点、左上にバブル崩壊経済成長時代の終わりという文字が書いてある資料ですが、こちらはA5サイズ8枚になっています。本日、竹田副部会長からご提供いただいている資料で、情報・コミュニケーションに関するお話のところでの参考資料です。以上6点が本日の資料です。

（大杉部会長）

- ◆ 本日は、議事次第の通り、まず、前回の振り返りと基本構想の位置づけについて議論をいただいた後、竹田副部会長から情報・コミュニケーションについて情報をいただきます。そして最後に、これは大変大きなテーマですので、今回で議論が完結すると

は思いませんが、地域コミュニティについての議論も本日から始めたいと思います。このような形で進めさせていただきます。最初に、前回の振り返りと基本構想の位置づけについて、事務局から関係資料についての説明をお願いします。

（事務局・宮崎政策経営部長）

- ◆ 政策経営部長の宮崎です。よろしく申し上げます。最初に私の方から、資料の説明の前に、第2回目の第1部会で発言したことについて、ひと言お詫びをいたします。小林委員からのご質問の中で、この基本構想の位置づけについて議論がありましたが、その中で議会の方に議決という形で関わる最後の方法論を含めてご質問をいただきました。私の方からお答えとして、自治法上の位置づけの部分についての解釈にあたりまして、ストレートに議決の議案ということで出せるのではないかと発言しましたが、正確ではありませんでした。方法論について、基本構想の議決をする際に、それを踏るための議案、条例を作ってお答えするという方法と、基本構想そのものを議決するという、基本構想を条例として出すという方法と、そのような方法論があるのではないかとということで、本日この資料の説明を政策企画課長の方からいたしますが、改めて資料をご用意しました。この経過につきまして、大杉部会長からご見解等いただければと思います。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 続きまして、資料23、24についてご説明します。まず、資料23です。基本構想の構成に関するこれまでの議論ということで、これまで基本構想の構成についてのご意見をいただいていたものを要素ごとにまとめたものです。資料の左側の列、これは現在の世田谷区の基本構想の構成です。一番右側、他の自治体等のつくり、構成を参考にして仮に枠を並べてみました。この中で基本構想全体に関わるご意見と各構成要素に関するご意見を整理してあります。全体で申しますと、世田谷らしいものというご意見、歴史的沿革が必要というご意見、行政計画なのか公共計画なのかという位置づけに関するご意見、重点的なものをリアリティを絡めて書くという絞込みに関するご意見。それから下から2番目の箱の中では、行政と住民の役割分担、区民参加のシステム化などについてのご意見をいただいています。一番下に2つありますが、現在の基本構想については、美辞麗句が多い、抽象的であるということ、どの自治体でも使えるような計画構想ではないかというようなお話をいただいています。なお、真ん中の一番下の部分では、安心、安全、便利で快適であれば良いのか、という大きなご意見もいただいております、それらを整理したものになります。
- ◆ 続いて資料24の説明をいたします。ただ今、部長から説明があった通りですが、基本構想・基本計画と「議会の議決」について整理したものです。一番目に、地方自治法改正と基本構想の議決についてとありますが、ご案内の通り、地方自治法が改正が平

成23年5月に行われました。改正前は、地方自治法第2条第4項で、議会の議決を経て基本構想を定めるとなっていますが、改正後は、各自治体の判断でということになり、この条文は削除されています。現在、区の判断としては、基本構想はこれまで通り、議会の議決を経た上で策定する予定です。基本構想を議決する意味として改めて確認させていただきますが、区長が決めた場合は行政の内部ルール、いわゆる行政計画という位置づけになり、議会で議決することによって、区に議会を含めた自治体全体のルール、方針として位置づけることができると考えています。その下のところで、基本構想を議会で議決するための手続について説明しています。手続Aと手続Bとありますが、先ほどの説明の通り、手続Aでは、基本構想を策定するという内容の条例を制定するもの、それから手続Bとしては、基本構想自体を条例として位置づけるやり方ということです。こちらの説明については、3枚目をご覧ください。議会で議決する事項の範囲についてという上の四角の中で、地方自治法第96条第1項に、参考で載せていますが、(1)から(15)まで15項目が議決する項目として、地方自治法で定められています。この中の(1)に条例を設け又は改廃すること、と書いてありまして、つまり基本構想を条例として位置づけた場合には、この(1)に従って議決するという手順が、手続Bになります。下の3行に、第2項があります。これは、条例で議会の議決すべきものを定めることができるということです。これに沿って基本構想を議決すると定めますよという条例を設けた場合に、つまり手続Aですが、議会で議決事項になるということです。資料24についての説明は以上です。

(大杉部会長)

- ◆ ありがとうございます。ただ今、資料23、24を説明していただきましたが、ご理解いただけたでしょうか。ご質問も含めてご意見をいただければと思います。前回、私は欠席しましたが、その時に手続きに関することをご質問いただいているということもあり、それを受けて今回こういう形で出させていただきました。基本構想の構成に関することが資料23で、資料24については、議決を経るにはそれなりの法的な根拠が必要であるということで、これまでは地方自治法上、基本構想を策定するということでしたが、それが昨年の自治法改正で削除されたら、これは分権が、今民主党政権から地域主権改革としていますが、義務付け、枠付け、法律によって義務付けたりするものではないということで、自治体が自主的に基本構想を定めるか定めないかも含めて考えるということになったわけです。それに対する対応策として、基本構想を策定する義務がなくなったけれども引き続き同じような形で基本構想を策定するという場合に、2つ考えられるだろうということを示していただきました。1つは、議会の議決を経るという部分について、議会が何について議決をするかということを決めなければならない。法律上定められていること以外に行う場合については、条例でこれを議決事件にするということを決めなければいけないので、基本構想を議会で議決すると

ということについてのみの手続条例を作るのか、あるいは基本構想そのものを条例化するのか、という2つのそれぞれ手続 A、手続 B とあるわけです。これは、どちらにするかというのは、この場ですぐに決めましょうということではなく、昨年法改正をされたということですが、その後も全国的な状況を見ますと、基本構想を作ろうと始めた自治体がありますので、基本のところは、基本構想の策定の手続きを定める議会の議決事件にするという条例、2つくらいしか条文がない条例を作って議会の議決事件にしていくというのが一般的です。多分、これは内容にも密接に関わっていて、資料 23 でも出されていますが、下から3つ目、ちょうど真ん中あたりが、議会へのコメントだと思いますが、例えば基本構想に義務と権利の両方を盛り込むべきではないかというご意見があります。義務と権利をきちんと正面から捉えて基本構想に盛り込むとなりますと、法的効力を持たせるべく条例化するのが望ましいということになります。またその下に、行政と住民の役割分担とあります。役割分担であれば、従来どおりの法的効力を持たない基本構想でも良いかと思いますが、例えば、責務であるとかにまで踏み込んで定めるということになると、条例化が必要になります。実は単に手続きの問題ではなく、内容、基本構想をどう考えるかということとも密接に関わってきます。内容をもう少し議論した上で、考えていけば良いということでもあります。ただ、条例にしますと当然条文化しなければいけませんので、前の基本構想は報告書風の文章になっていますが、条例化すれば、第1条、第2条というような書きぶりになるのが一般的かと思います。今の点で何かありますでしょうか。

（小林委員）

- ◆ だいたい今のご説明でわかりましたが、これ自体を条例化するのはかなり重いイメージがあります。この 20 年間で一つのレンジと考え、条例をそう簡単に改正できないと考えると、だんだん抽象的な文言にならないかという懸念があります。いくつか今の条例からはずれているものもみんな認めていくという方法と、それ自体を条例化するというのは、どちらが重いのでしょうか。

（大杉部会長）

- ◆ 条例で、確かに特に行政の職員からすれば、条例を作ることはかなり大変なことと一般的には思いますが、別に作ろうと思えば作れるというのが私の考えですので、いずれにせよ、条例はこちらで作らなければいけないのですが、内容、基本構想そのものを条例化するというのは、確かに重みを持つということは間違いないと思います。むしろ重みを持たせたいと思うかどうかだと思います。

（小林委員）

- ◆ その更新なり、修正なりという手続きが大変になる。その方が大変なのかどうかはど

うでしょうか。

（大杉部会長）

- ◆ それに関して言えば、基本構想も議会の議決事項にするのであれば、いずれにせよ議会にかけますので、その点は基本的には差がないはずです。

（小林委員）

- ◆ ここでの話し合いの内容をそのまま条例としましょうという話になると、みんな結構話し方が変わってくるのではないかと心配です。

（大杉部会長）

- ◆ そこで差がつくというのは、本来おかしいと私自身は思います。条例にしようと、条例ではなく議会の議決にかけるものですから、これは議員さんが動かないといけないところですね。同じ議会にかけるものを、住民の代表である議会にかけるものを条例化かそうでないかで真剣度が違うというのはおかしい話なのですが、ただ、実態としては差がありますし、前例はありません。前例がないものを今回どう考えていくかということですので、経験で答えてくださればと思います。ですので、今日は問題提起と言いますか、こうした形でやることができると、当然条例になれば、法的効力を持たせるということになりますので、これは行政としても議会としても区民にとってもそれなりの覚悟を持つということになると思います。
- ◆ これに関連して何かありますでしょうか。これまでの議論ということで、資料23に盛り込まれていることで、この点についても何かありますでしょうか。
- ◆ もう一つは、小林委員からもありましたが、基本計画との関係をどうするかということもあると思いますので、理念的ではあるけれども法的実効性を持たせた形で条例化するのか、中身をなるべく基本構想の方にも詰め込みたいので、条例という形だと形式的になって、似つかわしくないということになるのかということも関わってくると思います。この基本計画については、今回基本構想審議会全体としては、大綱を作るという形になっていますが、どういうつくりにするのかということも非常に重要な点になってくると思います。現在事務局の方で作業を進めていただいていると承っていますが、現行の総合計画についての検証について行っていただいて、それを踏まえてさらに内容的に次の基本計画にどのような考え方を盛り込んでいくのか、それを大綱としてまとめていくことになるかと思っています。そこで、基本構想と基本計画との関係を詰めて考えなければなりませんので、その点も条例化の仕方、手続きにも関わってくると思います。こうしたことを問題意識として、課題として念頭に置いていただきたいと思っています。
- ◆ 議事次第には入っていないのですが、1点、竹田委員にお話いただく前に、議事録の

扱いについて、この基本構想審議会では第1回の会議の時に、なるべく情報を区民に提供していくということで、議事録を作成して公表していくということでしたが、議事録を作成した後の確定の手続きについて、部会でどうするかについて明確にされていたかどうか、確認させていただきたいのですが、事務局からご説明お願いできますでしょうか。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ それでは、議事録の扱いについてご説明させていただきます。基本的には、終わりました直後から我々の方で議事の概要を作成します。すみやかに各委員に内容の確認をお願いします。その確認が済んだ後に部会長のご確認をいただき上で、概ねその間 2 週間ほどで、ホームページ等へのアップ、公開をさせていただきたいと考えています。前回の議事録については、今現在、各議員の確認が終了した直後ということで、今後、部会長の確認をさせていただいた上で、公開、ホームページへのアップをしていきたいという内容でいかがでしょうか。

（大杉部会長）

- ◆ 各委員からの修正が入った後、もう一度修正されたものを各委員に送り返すこともしているということですね。その上で、部会長が確認をして、公表するという手続きでよろしいでしょうか。
- ◆ それでは、次第の 2 番目になりますが、竹田委員から情報・コミュニケーションについてお話をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

（竹田副部会長）

- ◆ 地方自治体と情報について、15分くらいお話しします。お手元に資料をお配りしました。1枚目に「バブル崩壊、経済成長時代の終わり」と書きましたが、高度成長時代は、前の年と同じことをしていても業績が上がり、国や自治体の税収も増えました。いまから思えば、夢のような時代です。有権者は「中流」であるために、あるいは、もっと上へ行くために、一生懸命に働き、公のことは「お上」に委ねていました。よく言われる「お任せ民主主義」です。そこに書いてある「政・官・財・学・報」、政治家も役人も企業経営者も、さらに研究者・科学者、報道の記者も「お任せ民主主義」の中に、どっぷり浸かって仕事をしていました。
- ◆ そんな時代の有権者への情報開示はどうだったのかと言えば、一部のうるさい人たちに余計なことを言われないように、とにかく隠す。それでも多くの人は文句を言いませんでした。説明責任なんて言葉もなかった。報道も、たとえば「関係者によると」なんて、ざっくりとしたニュースソースで記事を書いて、信用されていた。確かに、戦後のほとんど何もかも失ったところから奇跡の経済発展を遂げる過程で、政・官・

財・学・報は公のために一生懸命働き、一定程度、有権者の期待や信頼に応える仕事をやっていたと思います。しかし、バブルの時代になると、様子が変わってきて、公のために尽くすというよりは、我欲や組織としての欲が大きくなる。有権者も80年代半ばごろから、お任せ民主主義でいいのかなと考え始めました。

- ◆ バブルが崩壊した後は、前例を踏襲してもうまくいかないことが多くなりました。経済成長率は1%にも満たない。マイナスの年もある。貧富の差がどんどん大きくなっていて、「中流」だと思っていたら、貧富の「貧」になってしまった。基本的に、夢のような時代の前例を踏襲してやってきた政・官・財・学・報は行き詰まり、お任せ民主主義も立ち行かなくなります。そこで説明責任という言葉が有名になりました。極めつけは、昨年原発事故だったのではないかと思います。政・官・財はもとより、アカデミズムの世界も報道機関も信用がた落ちです。以前、勤務先の仕事で事件報道の見直しに向けて新聞読者のグループインタビューというのをやったことがありますが、さっきの「関係者によると」で書く記事は手厳しく批判されました。「信用できない」と。事件報道で、「調べによると」というのもよく使っていましたが、誰が調べたのか、警察なのか、記者なのか、よくわからないという方が多かったです。自分たちだけでわかるだろうと高をくくり、情報源を明確に伝えず、説明責任を果たしてこなかったということです。公に関わる者のおごりを感じざるを得ません。
- ◆ この行き詰った時代に、一番左側に書きましたが、新しい時代を担うであろう「主権者らしい有権者」、こういう方にたくさん出てきてもらいたい。ただ、その人たちには、正確で的確な情報が必要なのです。判断して行動するには、まず正確で的確な情報です。最近生活保護バッシングですとか、障害者の方への応益負担という恐ろしい言葉が出てきています。社会がギスギスして、寛容さを失くしているという感じがします。しかし、それは正確で的確な情報が提供されていないからとも言えます。正確で的確な情報がどんどん提供されれば、公と向き合う主権者らしい有権者が次々に現れてくると思います。
- ◆ 2枚目にいきますが、地方自治には外交や防衛はありませんので、情報の全面公開は当然のことだと思います。そこで地方自治体を含む、政・官・財・学・報は主権者らしい有権者に正確で的確な情報を提供し、彼らを支えることが大事になってくる。そして正確で的確な情報は、検証できる形で提供しなければいけない。検証できない形で情報を提供したら混乱するだけです。人間関係もそうですけど、信用されるために、情報を提供していかなければならない。第1回の部会で出たように、世田谷区には、自由に使える予算が50億円しかありません。新しい公を担う主権者らしい有権者が、例えばNPOを結成して、1人1万円を50万人から集まれば、すごいお金が集まるので、それで公を担う事業をやっていく。そんなやり方があることやNPOの活動について、区は情報提供し、支援していく。それもできる限り予算を使わないでやる。それが重要なのではないかと思います。

- ◆ 3枚目以降は、情報公開のときに問題になる個人情報や企業情報についての資料です。昨日、公正取引委員会が東京電力の企業向け電気料金の値上げについて、広報のやり方などがよろしくないと注意しました。普段は注意くらいですと、社名は公開しないのに、東京電力は公の企業だなどと言って公開しました。企業情報の開示、非開示は個別に対応していく必要があるということです。個別に対応するときは、公共性とか公益性を考えて、公益のために必要であれば、企業情報であれ、これからお話しする個人情報であれ、公にしなければいけない場面は当然あるのではないかと思います。
- ◆ 3枚目の自己情報コントロール権ですが、最近では、3月に仙台地裁が自衛隊による市民団体の活動監視について、この自己情報コントロール権を認めて賠償を命じています。人格権の一つとして認められるということです。先日、広島県福山市のラブホテルで7の方が亡くなる火事がありました。警察は通常、亡くなられた方の氏名を発表するのですが、この火災では一切発表していません。地元の報道機関と広島県警の間で、今も話し合いが続いているようですが、場所が場所だということで発表しません。報道機関にとっては、被害者取材の糸口がありません。もしかしたら被害者の取材を通して、有権者、国民に伝えた方がいい情報があるかもしれませんが、どうしようもない状況です。必ずしも名前を報道することがいいとは思いませんが、少なくとも分からないと、取材さえできないということです。それから、京都の亀岡で起きた交通事故で、警察が加害者のお父さんに、被害者の個人情報を教えたことが問題になりました。ひと昔前なら、加害者の親は子どものしでかした事故を申し訳ないと謝りに行くのに、警察から住所を聞くのは当たり前に行われていました。ところが、いまはそうじゃない、考え方が変わったことを示していると思います。警察はご遺族の了解を得て提供すれば良かったのですが、昔どおりの対応をしてしまったので問題になりました。被害者と加害者が賠償を含めて話し合っていくことは必要なことで、的確な対応が大事だということです。
- ◆ 4枚目以降は、情報はどうしたら信用されるかということについて、例を挙げておきました。全国紙とブロック紙が共同で調査したのですが、「記事が正確である」とか、「主義・主張が偏っていない」といったニーズが見て取れます。「スクープや独自情報が多い」はたった9.4%しかなく、これは結構がつくりなんです、やはり大事なのは、正確で的確な情報だということがはっきりわかります。次のページにいきますと、情報の正確さの判断基準として「裏づけを客観的データで示している」や「情報源を示している」「多方面に、多角的に取材している」「書き手の主観が入っていない」「当事者に直接取材していること」ということが挙げられています。これは報道機関に向けて言っているのですが、報道ではなくても、他人に何かを伝えて信じてもらうときに必要な5つの要素を示していると思います。もちろん地方自治体にも当てはまると思います。
- ◆ 次のページで、報道機関がなぜ実名報道をしているのか、その理由を書いています。

まず事実の核心であって、知人や公人の変事を伝える際に、当然必要だということです。正確性、記録性、検証可能性も理由です。個人の責任、権利・義務をあいまいにしないということも重要です。あいまいだと、人権を侵害する場合があります。そこに例示したように、産地偽装事件が相次いだころ、容疑をかけられた会社を「兵庫県姫路市の牛肉加工会社」と書いたら、7社もあるわけです。そうすると、うちが疑われていると思われるので社名を書けという苦情が来しました。次の山梨県警と熊本県警のケースは覚えておいていただきたいのですが、山梨県警は恐喝未遂の被害に遭った主婦から「特定されないようにしてほしい」と頼まれ、30代なのに「46歳」と虚偽を発表した。熊本県警は息子が父親を監禁した事件で、父親を匿名にして、実名の被疑者は「知人の男性」と発表した。匿名が原則になると、このように事実をまげるケースが頻繁に起きるのではないかと恐れているわけです。

- ◆ 一方、最後のページですが、最近、新聞は容疑者の住所を何丁目までしか報道しません。「佐藤一郎さん」という名前の方はたくさんいらっしゃると思いますが、福島的事件で、容疑者の住所の、仮に1丁目とすると、そこに佐藤一郎さんが3～4人もいて、どの佐藤一郎か「地番まで書け」という苦情があったそうです。住所を特定しないと、他人の人権にかかわる例です。もう一つは、広島で木下あいりちゃんという女の子が殺された事件がありました。続報では「小1女兒」と報道していましたが、お父さんから「殺された木下あいりは世界に一人しかいないのだから、実名で報道してほしい」と言われました。大阪の池田小事件でも、ご遺族の中に同じ理由で実名報道を求められました。要は個人情報であれ、企業情報であれ、場面、場面で扱いを考えなければいけないのです。当事者から意見を聞くことも多いと思います。そうした手続きをせずに、すぐ隠したり、逆に公表したりするから問題が起きる。そういうことです。情報の扱いというのは本当に難しいと思います。ひとまずこれで終わります。

（大杉部会長）

- ◆ ありがとうございます。報道に携わられてきたという立場から、個人情報を様々な面からお話いただいたわけですが、こうしたお話を踏まえて、基本構想で考えていく上で、どういう角度から見ていくかということも含め、ご意見、または今お話いただいたことに対するご質問等があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（小林委員）

- ◆ 今週の第2部会の中で、世田谷区の人口の分布を見ていただいたのですが、アメリカと日本は違うとは思いますが、アメリカでは人種、経済層、ガス・電気の位置から何から全て GIS 情報が公開されていて、大学院の授業でもここはヒスパニックが住んでいるのでこうした方がよいなど、かなり露骨に日本では憚られるようなことも学生たちが普通に議論しています。それが日本に合うかどうかは別ですが、竹田副部長や

大杉部会長にこのあたりのお考えを伺いたいと思います。例えば世田谷区でも生活保護者の分布などはどこまで出せるのかを聞いてみたのですが、まずこういう話題を出すのが在り得なく、内部資料としても極めて出しにくいということでした。そうなる、これからまちづくりを考えるときのデータの必要度と、個人情報の縦割りの問題はかなり大きいと思います。具体的に言いますと、小学校ではクラスの名簿がないそうです。お友達に直に聞いていかないと、連絡網が取れないということです。そういうことでよいのかどうかというあたりが、現場ではいろいろな問題が起きていると思います。日本としてはどちらにいくのかというところをお伺いしたいです。

（竹田副部会長）

- ◆ 例えば、生活保護の話で言いますと、高齢者世帯、病気で働けない方の世帯、障害者の方の世帯、母子家庭で受給者の80%を超えています。残りがその他です。もしかすると、その中に良くない人が1～2%含まれているのではないかとされています。その1～2%をことさら取り上げて、大問題にして理由があつてやむなく受給している人たちが肩身の狭い思いをして外にも出られない状況になっています。寛容さのない、ギスギスした社会になっていると思います。そういう社会であれば、今小林委員がおっしゃったような、情報は提供してはいけないですね。ただ、そうではなく、ある程度の社会的弱者のことが広く理解されて、寛容で落ち着いた社会であれば、そういう情報は提供されても差し支えないと思います。
- ◆ 先ほど話の中に重要なことを言うのを忘れてましたが、インターネットの普及は、情報社会を一変させました。例えば、以前、新聞記者はとても偉そうにしていました。それは、インターネットのない時代、新聞記者は情報を独占していたからです。昔の大蔵省や通産省といった役所から取材した内容とか、役所が発表した内容であっても、記者しか知らないわけで、記事にはその半分、あるいはもっと少ない情報しか書かない。それでえらそうにしていたわけです。そんな記者は少なくなりました。今は、情報はインターネットでパッと出てしまいます。今、新聞記者の話をしました。それだけではなく、公に携わる人皆、同じような状況に陥っているのではないかと思います。有権者から見れば、ネット情報を上手く使って、政治であれ、何であれ、考える機会は非常に多いと思います。ただ、まだ情報が的確に出ているのかどうかという問題があると思います。これは、今小林委員のおっしゃっていたような問題にも係わるかもしれません。

（宮台委員）

- ◆ 宮台と申します。小林先生のご質問に関連して、少しコメントをさせていただきます。資料の政・官・財・学・報の五角形は、よく田中康夫さんが言及していましたが、この学・報、学とマスコミは両方とも、政・官・財、あるいは司法・行政・立法に対す

る牽制の役割を果たしています。従来期待されてきたものです。どうして牽制できるのかというと、マスコミや第4の権力として市民に成り代わって権力を抽出するというような理念が語られてきましたし、学については、マンハイムは、比較的中立的な立場から様々な社会問題を批判のできる理念があったからです。しかし、まず、学の方から言いますと、研究にはますます巨額のお金が必要になり、例えば、文部科学省の科研費を貰っているというだけで、文部科学省は科学技術庁を使っているだけです。という具合に、実は学者であるというだけで、簡単に中立な立場につくことはできなくて、むしろそれが怪しいわけです。これからのマスメディアについて言いますと、20世紀半ばに、アメリカのポール・ラザースフェルドという人が、小集団研究を通じて、コミュニケーションの2段の流れ方並びにオピニオンの2段階説というのを出しました。マスメディアは、ダイレクトに受け手をヒットするのではなくて、小集団のオピニオンリーダーにまず受容、解釈された上で、ある種、再構成されて、構成メンバーに受容されるという話です。同時代のジョセフ・クラッパーという、マスコミ効果研究の有名な業績があります。限定効果説と言いますが、暴力的なメディアが受け手を暴力的にする、あるいは性的なメディアが受け手を性的にするというのは誤りで、実際には資質を持った人間に対して、単なる引き金を提供するにすぎない。では、資質はどのように形成されるのかという問題を議論しました。そこからの議論の中で非常に重要なポイントは、メディアがアクセスする時の受容環境における対人ネットワーク、例えば家族と一緒に見るのか、友人と一緒に見るのか、その友人は親しいのかそうでないのか、あるいは一人で見るのかといった受容環境、対人ネットワークがメディアの受け取り方を決定的に変えてしまう。従って、メディアの有害性を問題にするのであれば、受容環境をコンテンツよりも問題にするべきだということです。そしてその受容環境もそうです。人々の資質を作っていくということです。そういう議論を展開したことで、知られているわけです。

- ◆ ここからが本題なのですが、情報を提供すれば良い、もちろん情報公開は、必要不可欠なのですが、それだけでは足りないというお話をさせていただきます。かつてから、私がクレイジークレイマー問題と呼んでいるのですが、これはモンスターペアレント問題を含んでいます。例えば公設の保育所があるとします。好き好んで保育所の隣のマンションに住んだ男がいるとします。保育所の子どもたちの声がうるさいということで、世田谷区に防音壁を作れというようにクレイジークレームをつけるということがあり得るのです。その場合、かつては地域の共同体が存在するので、それは言いすぎですよ、みたいに緩和することがあり得ました。あるいはもう一つ重要な問題で、今のは緩和の問題ですが、もう一つは包摂の問題です。丸山眞男がこういうことを言っています。戦争を駆動したのは軍部だというのは誤りで、実はマスメディアとインテリと付和雷同層の連動が軍部に力を与えた。付和雷同層は政治的無関心層であって、実際には政治についても社会についても外交・軍事についてもまったく無知で、

興味もないけれども、孤独で、知的ネットワークから排除されていて、かつ社会的につらい立場にいるので、軍事・外交のような感情的な釣り針に引っかかって吹き上がってしまったのだと言うのです。こういう人間たちを個人的に批判してもどうにもならず、彼らのある種手懐ける、おとなしくさせるためには、社会において包摂をする（彼らの社会的につらい状況、ある種の排除された状況を緩和する）以外にはない、という理論を展開しています。実は、情報に対する適切でバランスの取れた評価を調達するには、情報の受け手側の環境を整える必要があるというのです。今の文脈で言えば、地域の共同体が空洞化しているかどうかによって、情報に対する適切な反応の生起確率が変わってくるという問題なのです。ということで、情報の内容的適切さだけに注意を集中するのは、二十世紀の主流的学問見解からすると、やや十分さが欠けるということで、重要なポイントだと思います。

（大杉部会長）

- ◆ 小林委員はいかがですか。

（小林委員）

- ◆ 要するに、コンテンツという客観的なものは、伝播された受け側の環境で変わるもので、日本は情報に対する動き方がまだそこまで熟しておらず、今までいわゆる衆愚政治というか、一般の人にできるだけ情報を出さない方が公共行政をしやすかったことが、このような風土をつくっているのではないかと個人的には思います。それを変えなければいけないとも思いますが。

（竹田副部会長）

- ◆ 求めなかったのではないのでしょうか。

（小林委員）

- ◆ 求めることを教えてもらってこなかったのだと思います。

（竹田副部会長）

- ◆ そこは若干有権者の方の問題もあると思います。

（小林委員）

- ◆ 本来ならば、納税者であれば知る権利・知ろうとする義務もあるということですね。

（宮台委員）

- ◆ そこにはかなり根深い歴史的な事情があります。統計データによると、新聞の記事を

信頼するかという問いに対して「信頼する」と回答した割合はイギリスが15%、アメリカが20%、フランスが30%であるのに対し、日本は70%を超えます。これは、同盟通信問題と呼んだり、総動員体制問題と呼んだりするのですが、日本ではマスメディアが権力的な動員に使われてきたのです。その際に、マスメディアだけでなく、中間集団（町内会や自治会、学校など）が自然村を行政村化することに象徴されるように、中間集団が統治側のツールとして機能してきた面があります。例えば、明治5年の学制改革で小学校が全国化しますが、その重要な目的の一つが、学区を新しい統治ユニットとすることで、従来の自然村の働きを骨抜きにすることにあつたと言われていました。これを含めて、マスメディアをこれほど信頼する国民は、世界で日本だけだと断言しても差し支えがなく、わかりやすく言えば、中間集団あるいは共同体が単なる行政ツールにおとしめられてきてしまったのです。これは明治以降の最大の成功のポイントでもあるのですが、実は、情報の吟味のために必要な自立的で自発的なネットワークの形成を阻害してきました。また、先ほどおっしゃったように、情報が本当に正しいのかどうか判断するために追加的情報を要求して吟味するというのをしない、ということにも関係していると思います。それを変えないと、我々の社会は国家レベルでも共同体レベルでも生き残れないと思います。なぜならば、適切な情報処理できず巨大なフィクションの繭の中で、でたらめな決定をし続けることになるからです。

（松田委員）

- ◆ ありがとうございます。今のお話で私もいろいろと勉強させていただきました。今回の基本構想を考える上で、前回か前々回に私から意見させていただいたのですが、毎年区でアンケートとっているのですが、その内容を見ますと、結果論としてですが高齢者層のアンケートが多く、20～30代層のアンケートがありません。先ほどの宮台委員のお話をうかがうと、私も含めて20～30代の人がこのようなアンケートに関して無関心になっている現状があると思います。今回、基本構想を考える上でも、将来の20年を考えるにあたって、無関心層をいかに関心ある層に変えるかまでを考えなければ、どんなに立派な基本構想をつくったとしても、結局は興味のある人しか関心を持たず、全体にまでは広がらないのではないかと思います。世田谷区はこういうものだと掲げても、興味のある人もしくは声の大きい人だけが素早く反応して、実は底辺を占める絶対層の割合までの底上げができないのではないかと感じています。
- ◆ そこで、以前にもPDCAというお話をさせていただきましたが、これをいかにシンプルなものとして、メッセージをわかりやすくするかが重要だと思います。報道を聞いていてもメッセージが難しいとメッセージを理解するのを諦める人もたくさんいると思いますので、わかりやすくすべきだと思います。また、無関心層に対して、筋トレではないですが毎日5km走っていればなれてくるというような仕組み（チェック、

シンプルにわかりやすく発信する、刺激を与える）を設けて、20年後には無関心層の割合をこの程度減らすというような目標を持たなければ、サイクルとして回らないのではないかと思います。

（大杉部会長）

- ◆ 他にいかがでしょうか。

（宮台委員）

- ◆ 松田さんのお話はそのとおりだと思うのですが、それはいわゆるレバ刺し問題をうまくコントロールできないと、情報の端子を持つ人が増えることが逆に我々の社会をでたらめなものにしてしまう可能性があると思います。
- ◆ 1979年～83年まで三重県で提起された臨時訴訟があるのですが、それをきっかけにして何かというと行政の管理責任や設置者責任を問う訴訟が連発します。その結果、行政は組織防衛のため予防原則的に事前に手を打ち、屋上や放課後の校庭をロックアウトし、ありとあらゆるところにガードレールをつけ、川や運河には柵をつけ、公園からは遊具をどんどん撤去してしまいました。これが、私の言う安全安心便利快適問題で、この背後にあるのはクレイジークレイマー問題なのです。自分たちの住んでいる場所が輝く場所であるか、自分にとって唯一固有の場所であるかという問題は、多くは安全安心便利快適とは一致しません。これは、この前も紹介しました、ディープエコロジストの一人であるベアード・キャリコット（日本の思想の影響を受けた人）が繰り返し表明してきたところです。
- ◆ レバ刺し問題に引きつけて言えば、あれは元々レバ刺しではなくユッケの話ですが、160円くらいで生肉であるユッケを食べる人っておかしくないですか。生肉はその日に精肉されたものを食べなければならず、それだけコストをかけたものが200円以下で売られているわけがないのです。免疫力の弱い乳幼児や、老人や、病気の方は食べないでくださいという貼り紙や注意喚起を各店舗に義務づける、あるいは、ふぐの調理と同様のライセンスを業界団体が自ら発行するようにして、ユッケの適切な調理方法を自主管理していくシステムなど、いろいろな自治のやり方が考えられるのに、行政に法律や条令をつくらせてレバ刺しを食べさせないなんて、私はありえない選択だと思います。いろいろな意見があると思いますが、ふぐは食べて良くてレバ刺しがダメなのはバランスがおかしくありませんか。こういうものをもたらしているのが、クレイジークレイマー問題であり、クレイジークレイマーを放置している共同体あるいは自治的共同体の空洞化問題なのです。こうしたものをちゃんとすることと、情報を公開することとを一体にしなければ、ますます神経質なクレイジークレイマーが重箱の隅をつつくような要求を、政治や行政にしていくことになりかねないと思います。

（松田委員）

- ◆ 情報や問題を提起した後に、その問題をどう捉えるかについてですが、声の大きい人の意見がとおりやすい点があると思います。今回決めたことを今後20年間に世田谷でどう進めていくかという時に、どこかにマイルストーンを敷くと思うのですが、その際に情報をしっかりと集める方法と、声の大きい人に情報を左右されない方法をとるべきです。例えば、安全だからガードレールをつければ良いと言って無駄な公共投資をするのではなく、利害関係で予算をどこにつけるかではなく、安全とはそもそも何なのかをしっかりとわかりやすく整理して誰でも理解できるような体制が必要です。それがNPOなのか、それとも前回のミーティングの最後に桜井委員がおっしゃったように区民が参加していく仕組みをつくるのか、情報をコントロールする機能をどこに持たせるのが重要になると思います。

（大杉部会長）

- ◆ できるだけいろいろな方にご意見をいただきたいので、まだご発言されていない方でお話しされたいという方はいらっしゃいますか。

（竹田委員）

- ◆ 今のお話しに関して、それは区議会です、と申しあげたいと思いました。区民から選出された議員は決める立場にありますから、日夜やられていると思います。
- ◆ それと情報提供の問題は別で、宮台委員や小林委員のおっしゃったようにいろいろなファクターがあるので、何でも全面公開という一方で、受け手側をどう見ながら公開していくかだと思います。基本構想は区が発表するものなので、区民の皆さんにああしろ、こうしろというものではないと思います。そういう意味で、区民の皆さんにどのような立場で情報を提供していくかについて書き込まなければならないとしたら、今お話ししたような感じではないかと思っています。

（小林委員）

- ◆ 松田委員のご発言で、若い無関心層を政治やガバナンスにどう関わらせるかというお話しがありましたが、それについて宮台委員に質問したいと思います。例えば韓国ではSNSなどで若い人たちが政治にまでもかなり意見を言うようですが、今の政治というのは、民意を反映しているかどうかという議論でいくと、結局は投票率を上げなければならない、いずれは電子投票になるのではないかと思っています。ただし、AKBのような単なる人気投票では意味がないので、政治に関心がある人たちが投票率を上げて、ガバナンスにコミットしていくことが好ましいと思うのですが、日本の場合はまだ、電子投票などをすると政治の予測がまったくつかなくなってしまうと思います。そのあたりはどうお考えですか。

（宮台委員）

- ◆ 情報公開は基本的には無条件で賛成です。ただし、情報を公開するだけでは社会はまともにならないということで、中間集団の空洞化による松田委員のおっしゃるいわゆるラウドマイノリティ（社会のごくわずかの成員が少し変な人で声が大きく、行政や政治家が言うことを聞いてしまう）問題があります。これをどのように緩和するのか、あるいは彼らが吹き上がらないように共同体が包摂するのか、という話を先ほどさせていただいたのですが、小林委員の今のご質問では、それにプラスする部分がありません。
- ◆ 私は都民投票条例の制定を求める直接請求の請求代表人だったのですが、住民投票にあわせてデンマークで開発されたコンセンサス・ディシジョンメイキングというシステムを導入しようとして、何度か模擬ワークショップを展開しました。皆で話せば本当のことがわかるというでたらめな楽天性を排して、ラウドマイノリティ的なバランスを欠いた議論が優勢にならないために考えられた仕組みを導入しようとするものです。例えば、法に基づいて行政や事業者から情報公開させ、それだけではなく論点ごとに複数の異なる有識者、専門家を呼んで議論を戦わせ、それを市民が聞いて、かつQ&Aのプレストを経た上で、最終的に役人や専門家を排除して市民が決めるというもので、その理念はインフォームドコンセントとセカンドオピニオンという医療領域における手続きと似たものとされています。
- ◆ イギリスでも似たような問題がありますが、審議会や有識者会議—日本では多くの場合がでたらめで、その理由は、有識者を選定した時点でシナリオが決まっていて、シナリオを書いているのが役人たちだからなのですが、忙しい政治家たちは、日本では政策スタッフが非常に貧しい形でしかついていませんので、チェックができずお手盛りになってしまう—のメンバーを人選する時に、独立行政委員会あるいは三条委員会のような特殊なシステム、機関をつくって、第三者に様々な立場の有識者を適切に、例えば陳述の際は論点について必ず反対陳述をする人を入れるなどいろいろな観点があると思いますが、そのようにして正当性を持つ形で選定が行われたりしています。このように、皆で話せばなんとかなるということは実際にはなく、専門家の意見を聴取するにしても人選をどうするか、あるいはワークショップをするにしてもファシリテータ、コーディネータ、ミドルマンと言われるような、専門知をわかりやすく噛み砕いて、多くの人たちに興味を持たれている議論を、すべての立場を理解してパラフレーズできるような人をコーディネータにする必要があるなど、いろいろな仕組みを盛り込まなければならないのです。今までデリバレーション（熟議）というと、じっくり話すことと考えられてきましたが、それはあり得なくて、今申し上げたような非常に具体的で制度的な手順と共に初めてなし得るものなのです。あらかじめ存在する利益やイデオロギーに基づく単なる数あわせではなく、アウェアネス（例えば、なる

ほどそういう事実があった、気づかなかった価値だ、とか、自分の生き方がつまらなかつたという気づき）によって人々がバージョンを上げていくことが可能になると思います。その意味で、具体的、制度的な工夫を討論会やワークショップに導入していく知恵が必要だと思います。

（大杉部会長）

- ◆ 他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

（上野委員）

- ◆ 町会のことを伺いたいと思います。

（大杉部会長）

- ◆ 今は情報関係のことですので、次のコミュニティのところで伺いたいのですが。

（上野委員）

- ◆ 町会などで回覧板が回るのですが、そういうもので情報公開するなどいろいろと苦心なさっていると思うのですが、要するに、今私たちが目にしたり耳にしたりするのは区から降りてきた情報だけということになります。そのあたりをどう活用していくか、そういう組織を使って若い人やお年寄りにもまんべんなく情報公開するという手立てはないのでしょうか。

（大杉部会長）

- ◆ 現在、世田谷区でどのような手立てがあるのかという質問ですね。

（上野委員）

- ◆ 町会長は当然知っていらっしゃるのでしょうかから、お聞きしたいと思います。

（宇田川委員）

- ◆ 回覧板は、役所側ではどんどん出せば良いという感じで、消防署も警察も皆同じです。そういうことで一度にたくさん来て、印刷屋から勝手に送って来て、現実には配りきれない程です。多くなると10部ぐらい続いてしまうので、誰も見なくなって、表に判を押して次に回してしまいます。次の人が判を押すまで1～2日置いたりすると、回り終わった頃には予定の日を過ぎていることもありますし、回覧板の活用というのはなかなか難しいと思います。
- ◆ この前の日曜日に防災訓練をしたのですが、回覧板で知らせたのではダメだからと掲示板にも貼ってみましたが、たいした効果はありませんでした。一軒一軒回って配る

しかないということで配ったら、いつもの3倍も人が集まりました。配った家の半数ほどはご夫婦で出てくれるようになり、今まで一度も出たことがない人が大勢出てくれました。

- ◆ 最初に、町会は後10年もすればなくなってしまうと申し上げましたが、やはりそこまで考えていかないと難しいのではないのでしょうか。

（上野委員）

- ◆ 20年後に私たちは後期高齢者になると思います。先日田中委員とも話したのですが、現在私たち40～50代は携帯やパソコンが使える方がほとんどだと思うのですが、20年後にはそういう情報ツールを使いこなせる70～80代になるのです。ですから、町会のようなものがなくても、もしかしたら情報公開ができるかも知れないと少し思いました。

（宮本委員）

- ◆ 先程の宮台委員や松田委員のお話を聞いていて、私自身が思い当たると思ったのは、放射能汚染の時にママ層が大パニック状態になったのも、今まで付和雷同層や新聞を70%の人たちが盲信しているような時代から、それを信じていたらどうなるんだろうと思った人たちが今度は各自でガイガーカウンターを持ち、そこら中を測って回ったり、その日の放射線の情報を自分たちで調べたりと、各個人でいろいろな行動に出ました。給食についても、産地がどうなのかを校長室に確かめに行くなど、私などからすると行き過ぎではないかと思うような行動であっても、やはり声の大きな人に皆賛同する形になって、結局は給食の産地が公開されることになりました。
- ◆ これからの施策としてどうすれば良いのかを考えてみると、自分でバランス感覚を養うというか、情報をどこまで信じるか自分で考えられる力を養うという意味で、ディベートなど自分で意見を持つ力がつくよう協力することが、20年後に向けてこれから必要なのではないかと思います。自分でディベートをしていく中で、松田委員のおっしゃった無関心層が少しでも当事者意識を持つ力になるのではないかと思います。

（田中委員）

- ◆ 町会のお話が出ましたが、以前もお話ししたかも知れませんが、武蔵野市ではもう町会がなく個々が個別に発信している話を聞いたこともあり、宇田川委員が、町会がなくなると危機感を持っていらっしゃることも実感として理解できます。他の部会などでも、そこをなんとか活性化できないかという話が出ますが、今までやってきたのだからと言って、衰退したものを何とか戻そうとするというのは、非常に無理があるのではないかと思います。過去に回帰して過去の良かったことを再現しても、時代は変わっているのです無理があると思います。

- ◆ 上野委員も話されたように、私たちは携帯でインターネットも使っているのですが、ネットを使っていない今の高齢者、例えば、私も親には見まもり携帯を持たせているのですが、それすらも使いこなせなくて非常に難しいのですが、私たち以降の人が高齢になる頃には、例えばフェイスブックで“挨拶をする”という仕組みを日々の安否確認に利用するなどといった、ネットの使い方でのコミュニケーションは随分変わってくると思います。ただし、情報発信や議論などインターネットなどで足りるものと、災害時の救援など実際に人やものがそこに行かなければならないコミュニケーションとがあるので、両方をうまく利用していけば良いと思います。
- ◆ 先日の第2部会でも申し上げたのですが、町会や自治会の委員の方が一生懸命やってくださっていても高齢化し、回覧板も宇田川委員のお話のとおりで、私のマンションでも回ってくるのですが、誰も折って見た形跡がないままサインと判だけが押されていき、防災訓練も誰も出ません。でも、マンションの管理組合の中で防災教室をしないかと呼びかけると興味を持って集まってきます。同じ会派の議員の自宅周辺では、街角の集まりでコミュニティをつくろうと近隣の十数軒が集まってバーベキュー大会を開催するなど、誰かが声かけをしてお互いに顔見知りになろうと取り組んでいるところもあるようです。また、学校の親父の会や未就学児の子育てサークルなど、いろいろな小さな集まりが世田谷区内にはたくさんありますので、そういった単位で顔見知りになってコミュニケーションをとり、情報を共有したり議論したりする形も大切にすべきだと思います。町会や自治会の限界として、日中仕事をしている人が参加できない体制が大きな難点になっているように思います。そのようなところで、今後のまちづくりを考えていかなければならないと思っています。

（大杉部会長）

- ◆ 情報に関して、いろいろな視点からの議論があろうかと思っていますので、この場だけですべて議論し尽くせる問題ではないと思います。ただ、世田谷に限って、情報空間全体の中で行政に関する情報あるいは住民間で持つ情報など様々なものがあると思いますが、基本構想を考えていく中でどこかを切り取れば良いというものでもないと思います。先程までの議論にもありましたように、情報を成り立たせているコミュニケーションや広い意味でのコミュニティのあり方にも密接に繋がってくると思いますので、例えば回覧板などは個々の施策レベル、事業レベルに落としていく時には非常に重要な具体的な手法の問題として検討しなければならないと思います。現在行っている行政のPRとして、どのような手法でどれだけの効果があるのかについては、事務局でご用意していただくことになると思います。今は、情報を成り立たせる考え方の部分でご議論をいただきましたが、また機会を設けて議論を整理していきたいと思っています。竹田委員からは議論を深める為のいろいろな情報をいただきましたので、それも踏まえて今後よろしくお願ひしたいと思っています。

- ◆ 時間も予定を随分過ぎてしまいましたので、次第の3番目の地域コミュニティについて少し大きな観点から見ていきたいと思えます。資料の説明をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆ 地域コミュニティに関する資料を本日は3点お配りしています。資料25と本日追加でお配りしました資料27が、地域コミュニティについての大筋をまとめたものとその付属資料になります。資料26は、地域行政制度についての説明資料です。本日は時間の関係から地域行政制度について突っ込んだ議論をいただくのは難しいかも知れませんが、まずは資料25と27を説明させていただき、地域コミュニティについての議論をお願いしたいと思います。
- ◆ 資料25の1枚目がAという資料で、2～3枚目にB-1、B-2という資料をおつけしました。B-1、B-2に記載しているのが、これまで第1部会でご議論いただいたものをテーマごとに並べ替えたものです。B-1が地域コミュニティについて、B-2が行政・自治制度と地方政府としての行政（東京都や国との関係）といったテーマに分けて整理させていただきました。その全体を見渡せるようにしたものがAになります。
- ◆ 資料Aについてご説明します。真ん中に地域コミュニティの枠を設けまして、その下に行政と国、東京都の枠を設けてあります。それぞれの関係も矢印等で繋いでいますが、地域コミュニティについては、かつての共同体から空洞化ということで取り沙汰されている中で、構成員として区民、町会・自治会、NPO等という構成要素を書きました。それぞれでいただいたご意見をこちらに記載しています。全体としては、左上の四角部分ですが、生き甲斐、死に甲斐というお話もありました。世田谷という唯一の場所、シンボリックな文化的価値、土地に対する愛着といったお言葉などをいただいています。町会・自治会の部分では、先程お話しいただきましたように地域全体に伝える、広げる役割がある一方で、高齢化・新しい会員が増えていないという実情があります。NPO等については、若い人を中心とした新しい公共等の取組が現在されているとお話しがありました。肝心の区民のところでは、つながりを持てる人・持てない人というものが、平常時からの新しい人間関係の必要性が大事ではないかというご意見もいただいています。こういった地域コミュニティの枠の中で、少し外れた右の方に事業者（投資家）の枠があり、営利の追求がすなわち公共性に反するというのではないのではというご意見があり、そういった活動をチャレンジさせる環境づくりも行政戦略として重要ではないかというご意見もいただいています。地域コミュニティとの関わりを持つということで、区民参加、区民意見反映の仕組みをシステム化する必要があるのではないかというご意見のもとに、そのつながる先である行政としては、現在縦割りということと、一方でルール管理者に徹すべき、そういう役割を持つべきというご意見もいただいています。枠外に書いていますが、運営面の課題としては、行政経営改革、財政基盤の確立、地域行政制度の改善等に取り組むと

ということで、地域行政に関する部分は先程申し上げました資料26でお示ししています。行政も国・東京都とは権限の委譲や現在の都区制度改革についてどのように進めていくべきかのご意見もいただいています。これらを整理した上で、事務局としましては、論点を整理したものを3つ程追加で付記させていただきました。右上にコミュニティ全体に関わる論点として論点1に3点、左側の真ん中あたりですが、地域コミュニティと行政との関係に関する論点として2点、右下には行政自体に関わる論点として2点挙げ、全体像を作成しました。今後のご議論等にお使いいただければと思います。

- ◆ 本日お配りしました資料27は、このうちの論点1の部分（コミュニティ全体に関わる論点）の参考資料としてお出ししました。町会・自治会の加入率、町会・自治会数、会員世帯数、また、地域の生活課題と住民力に関する調査というものを行った結果として、団体・サークルへの加入状況と地域活動への参加状況に関する資料・グラフ等を整理しました。これも併せてご覧いただきながら、地域コミュニティについてのご意見をいただければと思います。資料の説明は以上です。

（大杉部会長）

- ◆ 資料について質問・ご意見等、ありましたらお願いします。

（竹田委員）

- ◆ そもそも20年後を目途につくるというのは、どこかで決めたのでしょうか。審議会の条例にも、委嘱事項にもなかったと思います。10年後と20年後では話も違ってくると思いますので。

（森岡委員）

- ◆ 基本構想は20年ごとにつくっていますので、基本的には20年のスパンになります。基本計画は10年ごとのスパンです。

（竹田委員）

- ◆ 今回もそれを踏襲するということですね。

（森岡委員）

- ◆ そうです。
- ◆ 10年にするか20年にするかという点については、正式にはまだ議論していません。

（竹田委員）

- ◆ できれば10年ごとのスパンの方が良いと思うのですが。

（宇田川委員）

- ◆ 10年後は町会が危ないというお話しをしましたが、それでは困るので、なんとかしなければなりません。先程回覧板には反対と言いましたが、私たちの町では回覧板ではなく、何人かで1年間くらいかけてつくろうということが決まり、今月1回会合を開く予定です。回覧板のような形の中で最も立派なもの、お金がかかっても色もきれいになって、家に持って行って飾ろうというようなものをつくれれば皆さん見てくれるのではないかという気がしているのですが、1年間考えようという話になっています。
- ◆ 町会がなくなると行政も町も困るので、続けていかなければならないのですが、戦前から同じような形になっているところが大変多いので、それを直していかなければならないと思います。そのためには、高齢者と若い人が一緒にならなければならないと思いますが、若い人たちはPTAが終わると仕事があったりして出て来なくなる人が多いので、それを引き止めることを考えたいと思います。
- ◆ 委員の先生方のお話は難しくわからない部分もあったのですが、私の場合は町会ですから、実際の話なのです。防災訓練にしても、現実がすぐ来ることがわかっているのですから、隣の人は話もしたことがないので知らないといっても、火が出た時には手伝ってもらわないと、その人のところも燃えてしまうのですから、自分の町は自分たちでやらなければならないことに間違いのないのです。そうしないと大火になってしまいます。そこで止めるためには町の皆が仲良くしなければならず、町の絆がとても大事だと思います。皆さんも段々わかってきていますが、是非努力したいと思っています。
- ◆ 一番気にしているのは、防災訓練を学校単位で行っていることです。昔は市町村単位でしていましたので、まったく違うのです。一つの防災訓練をするにも三つ四つの町会が集まらなければできないのです。そうすると無駄なことがとても多くなってしまいます。70年も前の形がそのまま続いているので、町会を改革して、場合によっては割っても良いのではないかと考えています。町会が大きいと学校が違うため防災訓練を3～4回もしなければならぬからです。ごみの集配にしても一方通行などもあり、集配の都合上週に2～3回に分けなければならず、いちいち違う通知を出さなければ通じないのです。行政にもよく考えていただき、そういう方向に向いていただくと大変ありがたいと思います。
- ◆ 都と国との関係も出ていましたが、緑道や都道、区道に花を植えてきれいにしていますが、ある家の前は草ぼうぼうで、ある家ではきれいに掃除していただいていることがあります。隣の家には行けないと言われますが、行政にも少し関与していただきながら、自分の家の前は自分できれいにするような規則はできないものかと思っています。例えば緑道なども、今までは川だったところが、裏側が自由に通れるようになったことで入り口までつくった人もいます。そうかと思えば、今は草が生えてい

る時期でぼうぼうでどうしようもないところもあります。そのように、せっかくバブルの時にお金をかけた緑道もみすぼらしくなっているところもあります。緑道にしても公園にしても、区から町の人に清掃や草を取る費用、お金を払っていると思うのですが、もらっているならそれなりにやってもらわなければならないと思います。公園など某かのお金をもらいながら掃除をしているところは、行政の管轄より甘い検査で通ってしまうと思います。町は町会がなくなってしまうと困るので、努力をしなければなりません。町を調べてみると、60歳で定年を迎え、一週間に2～3回は仕事に出ている、あとは家にいる人たちが結構います。日曜日に防災訓練をやると必ず来るはずであるのに、そういった人が出てきません。私は、中学生以上の人は町の高齢者が把握すべきであると思っています。毎日防災訓練に出るまではいかないまでも、時々出てきて、今度のスタンドタイプでも覚えておいてもらえばよくできるという意味で今回は大勢の人に出てもらいましたが、町会にご協力をしていただかないとだめになってしまうと思います。今後もみなさまのご協力をいただきながら行政に協力してよりよい世田谷を作るためには、ひとつの文面を入れていただく必要もあると思い、お話をしました。

（大杉部会長）

ありがとうございました。

（小林委員）

◆三重県の松坂という町で、既存の組織を刺激しても町づくりのために若い人は出てきてくれないため、住民協議会という別のグループを立ち上げ始めたという話聞きました。先ほど田中委員の話にあったように、しばらく平行して若い人たちが入れるような組織及び団体を考えなければならないと思います。そこで行政はフラットに、横から支援をしていくイメージとしてみなさんで議論をし、できれば今回の構想に盛り込んで、共同体の形骸化をいかに変えるかということについても大いに議論をすべきであると思います。

（松田委員）

◆まず、皆様のご意見をいただきたいところがあるのですが、この資料にあった一つの問題提起として、投資家を呼び込んでチャレンジさせるというキーワードがあったかと思えます。資料を見ると、現状として町内会については40%強であるのに対して、その他のサークルについては興味のある人が参加するというのが実体であるように整理いたしました。一方で、今コミュニティというのはビジネス化してきていて、興味のあるものについてはお金を呼び込める手段があるので、ネットも含めてコミュニティビジネスというのは一世代前に比べて非常に普及してきている状況にあると思います。端的に考えると、コミュニティに関するノウハウのある企業を呼び込んでビジネス化し、それによって世田谷の

コミュニティを活性化させるというのは一つ手段としてあると思うのですが、宇田川委員がおっしゃったように、一方で町内会についてはビジネスではない性質のものもあるのではないかと思いました。今後変わるにあたって、単純に活性化させるために事業者を呼び込んでビジネス化させるという方がよいのか、もしくは町内会も絡めた方がよいのか、あとは行政も含めて連携のような仕組みを作った方がよいのか、先生方のご意見を伺って整理していきたいと思いました。

（大杉部会長）

◆ご質問ということですが、森岡先生いかがでしょうか。

（森岡委員）

◆直接質問の答えにはならないと思うのですが、私もかつて松坂の町内会の調査を行いました。4つの町を調査したのですが、そのうちの2つは新しくサラリーマンたちが住んでいるのですが、残る1つは松坂商人発祥の地といわれる仲町と呼ばれる非常に古い商店街、もう1つは職人たちが住んでいる町でした。仲町では大きな商家の旦那がかつては町会の会長をやっていたのですが、しだいに町会の中の商業部が大きくなって独立し、そこから商店街振興組合ができて中心がそちらの方に移ってしまい、町内会の会長の役割は使い走りという感じになってしまいました。これは今でも続いているのですが、町内会に入っている世帯の町内会費が全部違うのです。最高月5000円、最低月200円です。これは昔町会が住民税を町毎に徴収する単位があったため、町内会の会長が住民票の受付と住民税の徴収を役場が変わって全部やっていたのです。そのため、会長が家々の所得や税収をすべて知る立場にあったので、大店の旦那でないと務まらなかったのです。仲町には、町内会の神社があり、そこへお参りにいって初めてその町の人間になるということでした。元々古い町内会・自治会というのは、基礎自治体の機能を担っていたことがそこから見えてきます。さらに、町へ転入するさいには、事前に町会長に商売・本籍地・家族構成・紹介者を書いて出さなければならなかったのです。これには意味があって、町内で同じ商売をする人がいた場合には、先に住んでいる人が拒否できる権利を持っていたのです。つまり、商売敵を入れないという防衛です。松坂では本籍が非常に大事でした。いわゆる同和の人たちを排除するためです。こういった基礎自治体的機能を持っていたということを松坂で発見して、私は非常におもしろく思いました。

◆東京の谷中でも、日露戦争以降、傷痍軍人の方や亡くなった方たちの一家を町内で支えるため、あるいは出征兵士を送るために町内会ができました。これらはすべて、その当時の行政がサービスできないところを住民たちが自分たちでやらなくてはならず、そこで町会、町内会が成立するわけです。町内会は行政サービスが行き届かないところを自分たちがするというで起こってきたものです。谷中も戦時中、都市の旧中産階級ではなく、田舎の方からきて小さな零細工場の職人から這い上がって自営業主になったような人たち

が町内会の会長など役職者をつとめるようになりました。品川を見ると、田舎から都会に出てきて工場などで働いているうちに、やがて自営業主として自分の店を持つ人たちがいました。そういった人たちの地位向上、地位形成のために町内会の役職はあったわけです。そういった役職につくことで町の信頼を得てきたのです。そういう人たちは昔は自民党が一方で取り込み、もう一方では創価学会が取り込むというのが品川では非常に鮮明に見えるのです。

（大杉部会長）

◆松田さんのご質問に関して、何かお答えしたいという方はいらっしゃいませんか。

（宇田川委員）

◆私のところでは、はじめ NPO だけでバザーをやり始めていたのですが、その方たちに町内会に入ってもらった上で町の人を出すなど町も協力して一緒にバザーを出すことになり、今年も 11 月に開催することが決まっています。会場である小泉公園は、かつて都が貯水槽を作って下さる前は 20 棟ほど床上浸水となるような場所でした。やはり、みなさんで協力していかなければいけないので、NPO だからどうということではなく、みなさん仲良く協力してできるところはやっていこうじゃないかと感じております。

◆もう一つ、小学校がもう 60 年できていないと思います。子供が多くなって経堂小学校が移転してからも 60 年になりますから、64 校あるわけですね。そういった小学校や中学校で先ほどの防災訓練もやるのですが、60 年も経ちますと卒業生が隠居して遊んでいたりもします。そういう方たちの中から誰か一人が出てきて声をかけ、協力してくれるようであれば、高齢者もスムーズに引退できると思うので、そういう運動もしたいと思います。

（大杉部会長）

◆先ほどの松田委員の質問にどう答えるかはそれぞれの立場によっても変わってくると思うのですが、まずやはり、現にある町会・自治会には様々な成り立ちがあり、そこで果たしている役割にも違いがあると思います。個々にというのはなかなか難しいとは思いますが、ここで議論する中でも、現にどういう役割を果たしていて、何が課題になっているのかということですね。先ほどの回覧板の問題のようなものも出てくるかと思えますし、そこをまず見極めてみる必要があると思います。

◆もう一つ、質問とも関連し、お答えいただいた中にもあったのですが、NPO と協力するような形でやってはどうかということです。グラフだけを見ると、他の町会・自治体も加入率がどんどん下がっていく一方で NPO がどんどん増え、なんとなく置き換わっていくと印象づけられるようなグラフになっているのですが、必ずしもそういうわけではなく、それぞれの地域の中で様々な支援の段階があると思いますが、その関係がいったいどうなっているのかなど見極めていかなければならないと思います。単にここで議論するだけでな

く、区民一人一人が町会・自治会に対して見極め情報を持っているのかについても関係してくると思います。そういった点は事務局にお願いすることになると思いますが、可能な範囲でお願いします。この際、区内に存在すると思われる事例について情報提供をいただければと思います。

◆そういう意味では基礎データ・資料というものが十分とは言えないかもしれませんが、みなさんが考えておられる町会・自治会を含む地域コミュニティについて他にご意見があれば出していただきたいと思います。地域コミュニティ＝町会・自治会だけなのか、小学校区など団体によって区割りが異なるところもあります。ネット上のものを含めた様々なコミュニティとの関連も議論していかなければならないところであると思います。他にご意見があればぜひお願いします。

（上島委員）

◆議会でこれから議論する上で非常に参考になるお話を聞けたと思います。松田委員からの質問に対して私の思うところを述べると、やはりこれからはいろいろな形の組織がうまくつながっていくのが大事な形ではないかと思っています。そこで考えなければならないのは、つながる時にちょっとした間違いで関係がだめになってしまうということです。実際にも見ました。その時に思ったのは、焦ってはいけないということで、何事もいいことをやろうと思うと片方がやり過ぎてしまったり、相手とそもそもの考えが違うということになってしまったりすることが意外と地域コミュニティには多いのです。そこには防災の問題もあります。災害に対して町でどう取り組んでいくのかという問題もあります。他にも環境・エネルギーの問題など、みんなで協力してやっていかなければならないという課題についてこそ、行政が多少力を発揮できる場所であると思います。共通の課題認識を持ってもらうということが、ネットワークをつなげていく上で非常に重要だと思っています。例えば、住民協議会を作ろうなどと行政がやってはいけません。やっぱり勝手に出てくる必要があるし、行政は以外と何もできないと思います。ただ、そういったものが出てきた時に、もしくは育とうとしている時、つながろうとしている時に行政がどう力を出せるかについて我々はもっと考えていかなければならないと思っています。

（桜井委員）

◆森岡さんの話にあった町会が行政サービスの行き届かないところを担っていたというのは、新しい公共が昔からあって、それが町会のようになっていったということだと思います。町会の中には様々な部会があってテーマ別の活動があると思います。ただ、これから新しい公共というサービスについて、行き届かないところを住民が担うための新しい手法がNPOだと思っているので、地域の中でテーマ別に住民がつながっていくということと、そこにある町会の部会が開かれていくということで新しい地域コミュニティが少し創造できるのではないかと思います。全く新しい地域デザインが少し見えてきたように思います。

（大杉部会長）

- ◆これまでも地域コミュニティに関することは触れられてきたかと思うのですが、今後議論をしていく一方で、自治体そのものとの関わり方、特に地域行政の体制というのが特徴的な仕組みをとってきていますので、次回以降、そうした行政の仕組みの方から見てコミュニティをどう考えるのかについても触れていければと思います。
- ◆次回の議題、日程確認をお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆次回の議題及びその日程ですが、本日の議論をもとに地域コミュニティを地域行政制度の観点から見て、意見をいただきたいと思います。配付した資料に加え、今日議論した内容も含めて事務局のほうで資料を用意し、ご案内したいと思います。日程ですが、現在のところ7月27日金曜日の午後6時を第一候補、7月20日金曜日の同じく午後6時を第二候補として用意しております。その2つの中から本日お決めいただきたいと思います。

（大杉部会長）

- ◆お二方には申し訳ないのですが、一応27日の方でお考えいただくということでよろしくをお願いします。

（事務局・小田桐政策企画課長）

- ◆それでは次回7月27日金曜日、午後6時30分から場所が変わりまして区役所第一庁舎5階の庁議室を準備させていただきます。
- ◆続けて事務局からのご案内ですが、おおむね二週間で部会長の確認まで終わり公表するという手順で参りたいと思いますので、各委員の方はご協力をよろしくをお願いします。
- ◆6月30日の土曜日に区民ワークショップを開催する予定で準備しております。担当の政策研究担当課長から説明をさせていただきます。

（事務局・田中政策研究担当課長）

- ◆区民ワークショップは、6月30日の午前10時から17時で予定しております。1200名の方にご案内をし、117名、9.8%の方から申し込みをいただいています。時程表はすでに委員の皆様には送付済みとは思いますが、15時半から16時45分までの間にそこでまとめた意見を発表する時間をとっておりますので、お時間のある方はそちらを傍聴していただければと思います。

（大杉部会長）

- ◆他の自治体に比べて参加率が高いと私は思うのですが、世田谷ではいかがでしょうか？

（事務局・田中政策研究担当課長）

◆このような無作為抽出をやるのは世田谷では初めてなので分からないのですが、他にやった自治体2つに聞いたところでは7%と聞いていますので、高いと思っています。

（大杉部会長）

◆うまく成功することを祈っております。本日第三回の部会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

正午閉会